

「お試し」のつもりが定期購入に！？ — 契約の内容をきちんと確認しましょう —

- 【事例1】サプリメントを初回お試し価格として購入。体に合わず解約を申し出たが、定期購入だとして拒否された。
- 【事例2】通信販売でお試し価格500円の健康食品を注文した。一度限りだと思ったが2回目が届いた。解約したいが電話がつかない。
- 【事例3】SNSで知った化粧品の無料お試しを注文したら定期購入になった。解約したい。

【アドバイス】

●通信販売にはクーリング・オフの適用はありません。

今回の事例は通信販売なので、**クーリング・オフは適用できません**。解約できるかどうかは、業者がホームページの広告や最終確認画面に記載している内容に従うことになります。「解約は7回目から」等の記載があれば、定期購入の契約をすぐに解約することは原則できません。

●契約内容等は事前に確認しましょう。

「お試し価格」「特別価格」「初回限定」などの表示がありお得だと感じても、よく見ると定期購入の契約が条件となっている場合があります。商品を注文する前には定期購入になっていないかなど、契約内容をしっかり確認しましょう。

●未成年者が親等の同意を得ずにした契約は取り消せる場合があります。

未成年者が、親等法定代理人の同意を得ずにした契約は基本的に取り消すことができます。しかし例外もあるので、詳しくは消費生活センターにご相談ください。



もちりん

令和2年4月から相談窓口の体制を変更しています。

門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要です。
予約電話および電話での相談は、戸畑相談窓口 ☎861-0999へ。

戸畑【ウェルとばた7F】 ☎861-0999

小倉北【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500

小倉南【小倉南区役所3F】 ☎951-3610

八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782

消費者ホットライン ☎188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



もちりん